

ぼんぼん時計

JSPS Bonn Office

独立行政法人 日本学術振興会 ボン研究連絡センター
四半期報告
(2004年7月～9月)

2004年11月5日
樋口和憲

10月1日付けをもちまして、ボン研究連絡センター勤務を命ぜられ、10月3日にボンに赴任いたしました、樋口です。

萩尾事務官が3年間の任期を終えて帰国され、日本学術振興会国際事業部研究協力第一課係長に着任されました。これまでの萩尾氏の日独交流に対するご尽力に対し、感謝申し上げます。

萩尾氏の任務を引き継ぎ、私もセンターの皆さんと一緒に学術振興のために微力を尽くしたいと思います。萩尾氏から引き継いだこの「ぼんぼん時計」も、欧州を視野に入れドイツ学術情報とボン研究連絡センターの活動をご報告していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

1. はじめに

10月29日、欧州連合(EU)憲法条約がEU25か国によりローマで調印された。EU旗の下に、ベートーヴェンの「歓喜の歌」をEU歌(EU anthem)、ユーロを公式通貨、5月9日を欧洲デイとし、EU大統領及び外相を創設し、強い欧洲を目指す新生EUはこれからどこに向かうのだろうか。

調印されたEU憲法の中にもうたわれ、公式のモットーともなっている「多様性の中の統一(United in Diversity)」は今後の欧洲の動向を占うキーワードである。実際、「多様性の中の統一」の実現への取組みは、欧洲の学術動向にも大きな波紋を投げかけている。

それは1999年のボローニャ宣言から始まった。ボローニャ宣言とは、欧洲に「統一の高等教育空間」を創ることを宣言し、欧洲40カ国がこの宣言に調印したもので、簡単に言うと、欧洲内の大学における卒業学位のシステムを統一し、欧洲の大学で取得できる学位の国際的評価を高めようとするものである。これは対アメリカ的高等教育の学位に対して、欧洲全体で対抗しようとする意識の現れでもあった。

現在、ドイツを含む欧州各国で、このボローニャ宣言に基づき、欧州共通の学位取得制度の確立を目指し改革が進行している。改革の主眼は、大学教育を「学士号（バチュラー）課程」と「大学院修士号（マスター）課程」の二段階システムに変更するという点にある。これは、日本やアメリカの大学では当たり前の学位制度であるが、欧州では各々で大学の扱いも評価も異なっている。

2005年までに、欧州各国は自国の大学全てに学位の二段階システム導入の準備を行い、ドイツでも2010年末までには全大学で欧州共通の学位の二段階システムに移行する予定である。（注※）

この学位の二段階システムの導入に連動しているのが、「大学及び学位評価・認証」の問題である。欧州共通の大学認証、学位認定及び大学の質保証のために、ここでも「多様性の中の統一」への取組みが進行している。

先日、ドイツ大学長会議（German Rector's Conference-HRK）主催のケルンで開催された高等教育機関の質保証に関する会議の中で「（欧州の）大学質保証の統一的標準、手続き及びガイドラインの合意(Agreed Set of Standards, Procedures and Guidelines on Quality Assurance)」セッションに参加した。ここで来年5月にベルリンで開催される欧州大臣会合で報告される予定の「質保証の統一ガイドライン案」を作成している「欧州質保証ネットワーク（European Network for Quality Assurance-ENQA）」の統一ガイドラインの素案が発表されたが、同じセッションで、マインツ大学の「質保証・開発センター」のプレゼンテーションは、「欧州内の大学は多様であり、欧州内の大学で質保証の統一的標準、手続き及びガイドラインを開発することは（政治的なものにすぎず）不可能だ」と結論づけた。それは、自らの大学の質の高さを自負するドイツ大学関係者の苛立ちを表すものであったように思う。（この会議については資料を分析のうえ、次号で詳細を報告したい。）

現在、アメリカ的高等教育に対抗するため、欧州内で検討されている「質保証の統一的標準、手続き及びガイドライン」案は、大学をもっぱら高等教育を提供するサービス機関として位置づけ、大学と学生を高等教育の売り手と買い手の関係に矮小化しているように思える。一方、ドイツの伝統的な大学では「教育と研究の統一」の下に、学生も学問の担い手として、真理を探究する学者仲間（あるいは博士号の指導教官を「Doctor Vater, Doctor Mutter」と呼ぶような学者ファミリーの兄弟姉妹）の一員のようにとらえてきた。高等教育を買う単なる消費者のように学生を扱い、授業料と交換に学位を与えて社会に送りだすアメリカ型の資格付与機関としての大学とドイツの伝統的な大学には決定的な溝があるようだ。

ドイツの大学は現在、大きな変革期にある。それは単なる組織改革ではなく、大学の使命、理念や価値そのものが欧州という枠組みの中で大きく変わろうとしているのである。学生や若者がお金もうけのことしか考えなくなったら、人類の未来はない。大学が経済優先社会の中で、学位を売る資格付与機関になるのか、それとも、未来の社会を見据える学問の府として再生しえるのか、まさに大学の

使命が問われる正念場を迎えている。ドイツの大学の現動向は、日本においても大学の今後の在り方を考えていくうえで、大いに参考となるのではないだろうか。

(注※)：ドイツにおける伝統的な大学の学位は、総合大学のディプローム（自然科学系学部、工学、社会科学、経済学）、マギスティル（人文科学、一部の社会科学）、ドクトル（博士号）、単科大学のFH(単科大)ディプロームがあるが、いわゆる学士号に相当するものが（学士課程と大学院の区別も）存在しなかった。単科大学のFH(単科大)ディプロームはアメリカや日本の学士号相当であるが、総合大学のディプローム、マギスティルは、アメリカや日本の大学の大学院卒業学位もしくは博士前期課程修了に相当するものとされてきた。同じディプロームでも総合大学と単科大学のものでは格付けが異なるのである。（ドイツの学位制度については、10月1日発行『ぼん藝春秋』第4号、神林研修員の報告も参照下さい。）

また、これまでのドイツの大学のキャリアでは、総合大学のディプローム又はマギスティルを取得後、ドクトルを取得すると通常、任期つきの助手になり、その間にハビリタチオンと呼ばれる大学教授資格試験を受けてその資格を取得してから、ようやく大学講師や上級助手のポストに就き、さらに、どこかの大学の教授職に応募して、やっと大学教授のポストに就くことができ、こうして、大学教授のポストについていた者のみが「Prof. Dr.（大学教授）」という称号を使用できた。当然のことながら、このキャリアを得るには長い時間がかかる。

このハビリタチオンと呼ばれる大学教授資格なしに、アメリカの大学のように、若手研究者に早期に独自の研究・教育機会を与えようとしたのが、後述するジュニアプロフェッサー制度導入の試みである。連邦政府が全国的に導入しようとしたこの制度に対し、各連邦州の権限を侵害するという連邦憲法裁判所の違憲判決が出ていて、ドイツ国内だけでも「多様性の中の統一」が困難なものであることがわかる。

2. ドイツ連邦レベルでの学術動向

◎ 「Brain Drain」（頭脳流出）対策 — 大学の自治権拡大へのアピール

○ドイツ国内の若い優秀な研究者が、キャリアアップに時間のかかるドイツの大学を敬遠して、海外に流出していること憂え、関係者はその対策に取り組んでいる。以下はその紹介である。

ドイツ国内の優秀な研究者の国外流出を防ぎ、ドイツを外国人研究者に魅力的な研究拠点にするためには、大学の自治権拡大、研究システムにおける競争強化、研究開発費の増額が不可欠である、というのがドイツ有数の学術専門家達の見解である。この見解は、ドイツ学術審議会 Karl Max Einhäupl 会長、ドイツ学術交流会(DAAD) Max Huber 副理事長、大学開発センター Detlef Müller-Böling

センター長が署名した、「新社会的市場経済イニシアティブ(INSM)」による要綱の重要なポイントである。これは8月15日に「フランクフルター・アルゲマイネ日曜新聞」で公表されたものであるが、INSMは今週中にスタートする広告キャンペーンによって、一般の人々に頭脳流出の結果への注意を喚起したいとしている。

ドイツ学術審議会Einhäupl会長は「学術分野への投資はドイツの将来への投資である」と、8月18日にベルリンのドイツ・ラジオで語った。ドイツの大学はより自治権を強め、競争力を高めなければ研究者にとって魅力あるものにはならず、それには「確固たる実行性が伴わなければならない」と述べている。そこで障害となるのが国内に統一性がないことで、高等教育大綱法の一部改正と中央学籍配分機関(ZVS)の新編成が必須、ということである。中央学籍配分機関については将来的には管理業務に集中し、学生数の調整はやめて、大学自らが研究者や学生を選抜できるようにすべきで、「これが実現できれば、学生と大学の一体感が高まることが保証できよう」としている。

同時にEinhäupl会長は、ドイツに国際的なトップ大学が存在しないことを問題にした。ドイツのベスト大学であるミュンヘンのルートヴィヒ・マキシミリアン大学ですら世界的には48位で、横の広がりではレベルは非常に高いが、「ドイツが国際的競争の中で指標とするためのエリート大学が必要だ」と語った。

INSMはその要綱で、大学授業料徴収の場合には大学がその運用について決定すること、また政府側は予算を減額しないよう要求している。研究開発費の国民総生産に占める割合(連邦統計局によると2001年は2.5%)を3.5%まで引き上げることが必要で、また政府も州も予算内の優先順位を変えるべき、としている。

DAADは、教育市場でますます国際化が進むことについて、留学生数が今後20年の間に4倍も増加するとの予想を8月6日付きで報告している。また、ドイツが今の割合を維持したければ、受け入れキャパシティを大幅に拡大する必要があり、その資金繰りのためには大学授業料徴収を検討することも必要、としている。もっとも、それに並行して特に優秀な学生や経済的に豊かでない学生への奨学金についても検討されねばならない。

また、DAADはドイツ大学のためのアクションプログラム草案を提出した。その中には、国際的にも魅力的なカリキュラム・研究課程、プロフェッショナルな大学構成、国際的な大学マーケティングへの具体的提案が盛り込まれている。例えば、国際志向の英語による教育課程も増やし、国際的な博士号修得プログラムも拡充されねばならないとしている。

DAADの見解によれば、ドイツ人学生の国際性を高めるには、2010年までに大学卒業生の少なくとも半数が、留学、実習や研究による数ヶ月に及ぶ外国滞在をしているべきとした。また、そのためには奨学金の種類と金額を増やすことが必要であるとした。

参考 : dpa, Nr. 35/2004, 23. August, 2004
<http://www.bmbf.de/pub/bufo2004.pdf>

◎アメリカからの「Brain Gain」－ドイツ人若手研究者のUターン援助

○海外に頭脳流出したドイツの若手研究者をドイツに呼び戻す援助を行っている団体の活動を紹介する。

物理学士 Joerg Jinschek はアメリカで働いている約 7000 人のドイツ人若手研究者の一人である。2001 年秋、バークレーの国立研究所からのオファーにより、彼はイエナのフリードリヒ・シラー大学からカリフォルニアへ移った。

これは、1 年前にサンフランシスコで結成された「German Scholars Organization(GSO)」によれば、ドイツ労働市場からの優れた若手研究者の流出を意味する「Brain Drain」の典型例である。公益団体である GSO は、「亡命的」研究者をドイツの労働・研究市場に結び付け、「Brain Gain」を行うことを目的とした団体である。

Jinschek はその「Brain Gain」の有力候補である。若い父親でもある Jinschek は家庭の事情からドイツに帰国したいのだが、何度、応募しても確かな手応えがつかめない、と嘆いている。「ドイツよりアメリカの方が職を得るのが簡単なようだ。一度、ドイツを離れると誰も興味を示してくれない」。彼は、サンフランシスコでのミーティングでドイツ人若手研究者をドイツ労働市場にリンクすることの緊急性を指摘した、GSO のサポートに期待している。

「優秀な若手がどんどん失われていく様はまさに劇的だ」とシェーリング社人事部長で GSO の共同発起人である Wolfgang Benz は語っている。同氏は収縮気味のドイツ労働市場ではあるが、「適切なストラテジーで」探せば優秀な若手研究者の職はある、と確信している。

バークレーの材料科学教授で GSO 理事長の Eicke Werner は、研究者間ネットワークを構築し、求職・求人掲示板によって、企業、研究施設、大学とアメリカ在住研究者を繋ぎたいとしている。「我々はヘッドハンターではないが、情報交換をして、別の可能性を示したい」と語っている。雇用者としてポテンシャルが高いのは、大企業と違って外国で求人活動をしない中小企業、とのことである。

今年からベルリンにも事務所を置いている GSO では、現在、500 人の若手研究者とネット上でコンタクトをとっている。しかし、彼らの多くが祖国での就職活動に困難を極めている。2001 年からバークレーで研究しているハンブルク出身のある若手エンジニアは、「外国での経験もあり、英語もできて、アメリカのトップ大学の一つにいた、というのに誰にも必要とされない」と嘆く。彼は、このような批判がドイツでの就職活動に悪影響を及ぼすことを恐れ、匿名でいたいという。

約7000人のドイツ人若手研究者のうち、バークレー大学には350人が在籍している。先の33歳のエンジニアによれば、アメリカに残りたいと考えている研究者は10人に1人くらいで、多くは家庭の事情から長期的にはドイツに生活基盤を置きたいと思っている、とのことだ。空間・環境プランナーのKarina Pallagstはバークレーでの3年間を終え、複雑な気持ちでドイツでの職探し中だ。他の客員研究員同様に彼女も、ヒエラルキーの少ない、自由なアメリカの大学の労働環境を評価している。ドイツの大学で無期限の職を得る難しさの前に、彼女もドイツに戻る気を失いつつある。「アメリカに留まることの方がメリットが多い」とPallagstは思いつつ、「でも自分の外国経験を自国で活用することに対して、一種の責任感を感じる」と語った。

参考: *dpa*, Nr. 35/2004, 23. August, 2004

◎ジュニアプロフェッサー制度違憲判決 - 高等教育大綱法の改正

○ドイツの大学で「ハビリタチオン」と呼ばれる大学教授資格なしに、アメリカの大学のように、若手研究者に早期に独自の研究・教育機会を与えようとした「ジュニアプロフェッサー」制度導入の試みの動向である。大学制度をめぐる連邦政府と州政府との権限に係る法解釈でわかりにくい点もあり、また長くなるが、ドイツの大学の動向を考えるうえで重要と思われる所以紹介したい。

ジュニアプロフェッサー制度違憲判決を受けて、Bulmahn教育研究大臣は速やかに新しい高等教育大綱法案を提出する意向である。連邦憲法裁判所は7月27日に、ジュニアプロフェッサー導入については各連邦州にその権利があると判決を下したが、高等教育大綱法案改正をもって各連邦州は独自でジュニアプロフェッサーを導入できるようになる。Bulmahn教育研究大臣は7月28日、ベルリンでの閣僚会議の際に同法改正に言及し、またドイツ放送においても、「大学入学制度、卒業資格、公務権等の重要事項が連邦法で統制されるならば、枠組法規を断念する意志は基本的にあり」と発言した。

連邦憲法裁判所は、全国的なジュニアプロフェッサー制度導入を基本法に反するものとし、無効であるとの判決を下した。2002年改正の第5高等教育大綱法をして連邦政府はその枠組的権限を越えて、大学制度に関する規制という各連邦州の権限を侵害した、というのが憲法裁判所第二部での判決であった。これによって、バイエルン州、ザクセン州およびチューリンゲン州による規範統制(法令審査)の訴えは聞き届けられた。8名の裁判官のうち、多数意見に反対していたのは3名だった。(書類番号2BvF 2/20、2004年7月27日)

もっとも、既に導入されているジュニアプロフェッサーについては、各連邦州の法律に則っているため変更はない。既に10連邦州がジュニアプロフェッサー制度を州法に定めている。また、他3州に法案が提出されている。提訴を行った3州については、第5高等教育大綱法によって長期的には廃止される予定となっていた大学教授資格制度(ハビリタチオン)を、将来的にも大学教授資格取得方法として残すことを達成することが目的であった。

バイエルン州 Edmund Stoiber 首相および Thomas Goppel 学術大臣は、今回の判決の結果責任として高等教育大綱法の廃止を要求した。Goppel 学術大臣は、大学について全国的に統一する必要があるのは僅かな項目のみとし、それらについては国家条約で事足りる、語っている。Ulrike Flach (自由民主党) 連邦会議学術委員会会長は Bulmahn 教育研究大臣の辞任を要求した。キリスト教社会・民主同盟 Katherina Reiche 研究政策報道官は、同大臣が「ジュニアプロフェッサー制度で完全に自滅した」と発言した。

一方、ドイツ大学長会議 (HRK) Peter Gaehtgens 理事長は高等教育大綱法の廃止に反論し、ジュニアプロフェッサー制度を賞賛しながら、各州による独自決定になった場合「様々な法規の寄せ集め」となることに警告を発し、「それは結局、学生がドイツ国内の大学を転校することも不可能にする」とした。また、Thomas Steg 政府副報道官と緑の党 Grietje Bettin 議員は、「小国家主義への逆行」に警戒を促した。

裁判官によれば、政府側には一般的な基本条項の規定だけが許されており、細部規定は基本的に除かれているため、大学制度の枠組規制については越権となる。基本法によれば、一つの大綱法における細部規定や間接的に有効な規定は、根拠のある例外にのみ許されている。しかし、裁判官の多数意見によれば、この例外は本件では適用されない、とのことである。

これまで「大学教授資格取得への王道」となっていた大学教授資格制度 (ハビリタチオン) をドイツ政府が公的に廃止するために導入したジュニアプロフェッサー制度であったが、連邦立法側は大学教授資格取得条件を包括的に規定していた。また、「これらの細部規定により、州側には大学制度の中核部を独自で練り上げることは禁止されていた」とのことである。この「完全なる規則」は州議会にも必要最小限の僅かな補足をすることしか認めていなかった。

裁判官の多数意見によると、(連邦政府の) 枠組法規は各州による (各州で異なる) 内容的具体化のために置かれているものである。「枠組規定は、各州が政策的自己責任で法規を制定できるよう、各州による補足的な立法に実質的な自由裁量余地を与えなければならない」と判決にある。また、高等教育大綱法改正が本来、政府側にある公職権に該当することは無関係とし、政府が人事問題を大学制度の根本的な改革に利用した、と判断している。

また、連邦憲法裁判所は政府に対して、大学政策の改革目標は枠組規定でも追求できる、と指示している。すなわち、枠組規定をドイツの大学の「模範例」として設定し、満たさるべき課題や国際競争におけるドイツの大学の位置付けを指定することができる、としている。これについて連邦憲法裁判所 Winfried Hassemer 副長官は、裁判所側はどういった大学政策を理性的あるいは将来的に有望とするかの決定していないとし、また、連邦政府と州政府による理

想的な権限配分についても殆ど触れていない、とした。

(以下は抄訳)

【連邦憲法裁判所の少数派意見「国に立法権あり」】

少数派3名の裁判官は、ジュニアプロフェッサー制度の場合、包括的な規定でなければ国の枠組的権限は効力がないため意味をなさないとし、国に立法権があるとした。また、人事問題は大学関連事項の一般的原則として見なされるべきとしている。国と州の権限配分については、大学教授資格取得に関して全国統一的な規定が必要かという点が重要であり、「教員の職業上、大学の機能上に大きな不利益が生じるため、この場合はそれにあてはまる」としている。

政府側は、最長6年間のジュニアプロフェッサー制度導入により、若手研究者に早期に独自の研究・教育の機会を与え、大学教授資格制度(ハビリタチオン)を廃止することを目標としていた。

現在はまた、ジュニアプロフェッサー制度が盛り込まれていない古い高等教育大綱法が有効となったため、Bulmahn教育研究大臣は「ジュニアプロフェッサーを採用したい大学も法改正なしには身動きがとれない」として、法改正は必須としている。

連邦制審議会 Volker Kröning 社会民主党代表は「1000人以上のジュニアプロフェッサーに早急に職の確実性と展望を与えるなければならない」とし、州と国の学術大臣による特別会議召集を要請している。連邦制審議会においては、既に基本方針として国の枠組的権限を廃止することを検討している。もっとも、大学制度については、入学と卒業、大学の品質管理、学術職員の可動性などが全国的に統一されるべき、としている。

ザクセン州 Matthias Rößler 学術大臣は「政府と州は速やかに、今までの大学教授資格制度(ハビリタチオン)とジュニアプロフェッサーを同等の教授資格取得条件とすべき」とし、また、チューリンゲン州 Jens Goebel 文化大臣は「高等教育大綱法にはジュニアプロフェッサー制度を取り込むべきだが、大学教授資格制度(ハビリタチオン)も保持されねばならない」と発言した。

【Zöllner学術大臣の警告「政治的に利用される判決】

ラインラント・プファルツ州 Jürgen Zöllner 学術大臣は「ジュニアプロフェッサー制度は短期間に成功例を生み出しており、今後も維持されねばならない」としながら、キリスト教社会・民主同盟政権の州に「判決が政治的に悪用される可能性がある」と警告した。そして「第4次高等教育大綱法改正時、キリスト教社会・民主同盟政権であった当時の政府側は、第5次改正の現在の連立政権と同様に対応しており、連邦参議院の同意も放棄していた」と語った。また、連立政権に対しては、「大学側の自由裁量を約束する一方、州を無視して高等

教育大綱法の細部規定を行った」ことを批判した。

社会民主党 Nicolette Kressl議員は、提訴側のキリスト教社会・民主同盟政権州を「ドイツの大学改革に必要な第一歩を阻んだ」と非難した。また、5対3という僅少差は判決が絶対的ではないことを示しているとし、エリート大学抗争と同様、あくまでも表向きの理由と権限配分の問題であるとした。ドイツ研究協会は、「優秀な若手研究者が、今回の判決によってドイツでキャリアを積むことに不安を抱く恐れがある」としている。さらに、ドイツ統一サービス産業労働組合 Ver.di は「今回の判決によって連邦憲法裁判所はその宣誓に反して、大幅に政治介入している」と非難した。

一方、ドイツ大学連合とドイツ学術財団連合は今回の判決を歓迎している。ドイツ大学連合 Bernhard Kempen会長は「大学教授資格取得に様々なモデルの競争を認めず、ジュニアプロフェッサー制度という独占的方法をとった Bulmahn 教育研究大臣の政治的敗北」とした。

ドイツ公務員連盟は、将来的にも政府と州が教育研究分野で共同作業することを呼びかけた。今回の判決によって国の立法権は更に制限され、州の立場強化となつたが、ドイツ公務員連盟としては「入学・卒業などの重要事項には今後も全国統一的な規定が不可避である」とした。一方、ドイツ雇用者連盟代表 Dieter Hundt は、「高等教育大綱法とそれに伴う大学授業料徴収禁止令はこれにて廃止されたも同然」とコメントしている。

【ドイツ学生自由連合は国の権限拡張を要請】

ドイツ学生自由連合は国の権限拡張を要請しており、場合によっては基本法改正の必要性もある、とした。また、今回の判決により「教育制度が偏狭化」する恐れがあるとした。一方、キリスト教民主学生連合は「高等教育大綱法という狭すぎる枠組から大学を放つ重要な一步」として歓迎している。

また、ドイツ学生自由連合と大学授業料徴収反対グループは、今回の判決を、新入生に対する全国的な大学授業料徴収禁止令を伴つた第 6 高等教育大綱法案に対する違憲審査の仮判決と見なしてはいない、とした。大学授業料問題では、連邦議会が長期在籍学生の授業料等に関する州の独自規定を明確に許可しており、完全な禁止例ではないことが、ジュニアプロフェッサー制度に関する規定と異なるとしている。

【ジュニアプロフェッサー制度は既に 10 連邦州で法的に保証】

ジュニアプロフェッサー制度は 10 連邦州（ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ニーダーザクセン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ラインラント・プファルツ、ザクセン・アンハルト、ザールラント、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州）において州大学法に定められており、その他 3 州（バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン、ノルトライン・ヴェストファーレン）では新しい州大学法案に盛り込まれている。6 月末に州大学法が採

選されたザールラント州においては、大学教授資格制度（ハビリタチオン）が改正され、より厳密に規定された。

政府は、約3000人のジュニアプロフェッサー採用に対して1億8000万ユーロの補助金（一口の雇用につき最高6万ユーロ）を各州に拠出する。既に65大学の933のポスト（ニーダーザクセン州158、ノルトライン・ヴェストファーレン州119、ベルリン106）について申請許可が下りている。その中で約600人のジュニアプロフェッサーが既に採用されている。その14%がドイツ国外からの応募で、多くは国外からドイツに戻ってきた研究者である。なお、女性の割合は2003年で29%であった。

【Gerhardt裁判官が大学授業料徴収禁止令提訴も担当】

今回、政府よりの少数意見を出した3名の裁判官のうち、Michael Gerhardt裁判官は大学授業料徴収禁止令提訴も担当することになっている。同氏は、政府が大学制度における形成力を失うことに反対しており、反連邦主義的者立場をとっていた。

参考：dpa, Nr. 32/2004, 2. August, 2004

3. ボン研究連絡センターの活動

◎来訪&訪問

【7月】

7月 7日 (水) 田中センター長、萩尾事務官、Ganter 職員、Schulze 職員、神林研修員、ドイツ研究協会 (DFG) 年次総会に出席（於ボン）。

7月 9日 (金) 田中センター長、ベルリン日独センター、欧州日本エキスパート連盟主催、学術講演会に出席（於ストックホルム）（～11日）。

7月 16日 (金) 在独日本大使館・一等書記官・氷見谷直紀氏、来訪 [対応：萩尾]。

田中センター長、萩尾事務官、Ganter 職員、Schulze 職員、神林研修員、ドイツ研究協会 (DFG) 主催、「日独学術協力に関するセミナー」（於ボン、～17日）に出席。田中センター長、基調報告。その他職員4名は、2つのWorking Groupに分かれて、

ディスカッション。

7月22日(木) 慶應義塾大学・総合政策学部・助教授・藁谷郁美氏、来訪[対応:萩尾]。

7月23日(金) ドイツ日本学術振興会研究者同窓会ミーティング。マールブルク大学・教授Dr. Heinrich Menkhaus氏、ケルン大学・教授・Dr. Ingrid Fritsch、コンスタンツ大学・教授・Dr. Andreas Marx氏、来訪[対応:萩尾、Ganter、Schulze]。

Ganter職員、Schulze職員、神林研修員、フンボルト財団フェオドア・リュネンプログラム同窓生・新規採用者へのオリエンテーション出席。同窓会幹部3名同席。

7月29日(木) Dr. Hiller Ulrich 来訪[対応:萩尾、Schulze]。

【8月】

8月1日(金) マールブルク大学・教授Dr. Heinrich Menkhaus氏、ケルン大学・講師・Dr. Ingrid Fritsch氏、ボン大学・講師・Dr. Andreas Marx氏、来訪[対応:萩尾、Ganter]。

8月11日(水) 日本学術振興会・学術システム研究センター・主任研究員・内海秀雄氏、来訪[対応:萩尾、Ganter]。

内海秀雄氏、萩尾事務官、Ganter職員、アレクサンダー・フオン・フンボルト財団を訪問し、「プログラム・オフィサー」制度について聴き取り。

8月12日(木) 田中センター長、萩尾事務官、DAADのDr. Irene Jansen氏(次期DAAD東京事務所長)とDr. Ulrich Lins(元DAAD東京事務所長)と意見交換。

8月16日(月) 萩尾事務官、Ganter職員、ボッフム大学Prof. Uwe Czarnetzki氏(同窓会前会長)を訪問

8月31日(火) 日本学術振興会・理事・木曾功氏、同・研究協力第二課・次長(課長心得)・丹生久美子氏、来訪(～9月2日)。

日本学術振興会・研究協力第一課・専門職員・樋口、来訪(～9月7日)。

【9月】

9月 1日 (水) JSPS Abend《学振のタベ》を主催

【10月】

10月 3日 (日) 樋口事務官赴任

10月 7日 (木) 在独日本大使館・一等書記官・氷見谷直紀氏、
同広報文化班 Renata von Bulow 氏来訪
〔対応：田中センター長、樋口、Ganter 職員〕。

10月 8日 (金) ドイツ日本学術振興会研究者同窓会ミーティング。マール
ブルク大学・教授 Dr. Heinrich Menkhaus 氏、ケルン大学・
教授・Dr. Ingrid Fritsch、コンスタンツ大学・教授・Dr.
Andreas Marx 氏、田中センター長、樋口事務官、Ganter 職員、
Schulze 職員、神林研修員

10月 8日 (金) - 9日 (土)
田中センター長、樋口事務官、Ganter 職員、Schulze 職員、
神林研修員、ドイツ日本学術振興会研究者同窓会の集いに出席
(於ケルン大学)。

10月 9日 (土) 萩尾事務官帰任

10月 19日 (火) 田中センター長、フンボルト財団の JSPS Postdoctoral
Fellowship 選考会に出席 (於ボン)。

10月 26日 (火) 樋口事務官、Ganter 職員、ドイツ学長会議主催「高等教育機
関のクオリティ測定-クオリティ管理に関するセミナー」(於ケルン大学)に出席。

◎JSPS Abend《学振のタベ》

2003年9月1日(月)、ボン市郊外の Bad-Godesberg に位置する〈La Redoute〉
において、当該センターが JSPS Abend《学振のタベ》を主催した。〈La Redoute〉
とは、かつての選帝侯の舞踏館である。この催しは、JSPS ザーマーフェストとも呼
ばれる。日ごろお世話になっている関係機関(省庁、高等教育機関、研究機関、研
究支援機関、文化団体等)関係者のうち、ボン近郊に在住・在勤の方々を招待して、
当該センターの過去1年間の活動を総括するとともに、今後の展望を提供し、出席
者相互の親睦を深めることを目的としている。

今年も約100名が参加し、懇親を深める貴重な機会となった。開催にあたって、まず、田中靖郎センター長から、この1年間の活動報告および今後の活動計画が報告され、ボン研究連絡センターの活動への協力に対して関係者への謝辞が述べられた。次に木曾功理事がJSPSを代表して挨拶を行った。その挨拶の中で、昨年の日独首脳会談での学術協力推進の合意を受け、日独の学術協力の新たな取り組みが進展していることを喜ばしく思うこと、また、萩尾事務官の離任と樋口新事務官の着任が紹介された。その後、神余デュッセルドルフ総領事が挨拶を行い、日独交流のさらなる発展を祈念して乾杯の音頭を取った。懇談が深まったころ、最後に萩尾事務官が3年間のボン研究連絡センターでの任務を振り返りながら、関係者への謝意を深く込めて、離任の挨拶を行って、会を締めくくった。

◎その他の活動

- ・日本学術振興会パンフレット等の対応機関等への配布
- ・情報提供ホームページ”forschen-in-japan.de”の拡充作業
- ・ドイツ語版ニュースレター（レンド・シュライベン）等の作成・配布
- ・各種情報収集提供業務
- ・日本学術振興会事業の広報（資料出展、新聞広告掲載ほか）

4. 今後の予定

- 11月4日（木） ディッセルドルフ学術関係者夕食会に田中センター長出席
11月10日（火） 東京工業大学原子炉工学研究所・新井栄一教授（前ボン研究連絡センター長）来訪
11月12日（金） アーヘン独日協会設立記念祝賀会出席（於アーヘン工科大学）
11月18日（木） 田中センター長、ストラスブル連絡事務所主催フォーラム出席（～19日）
11月26日（金） フンボルト財団フェオドア・リューネンプログラム同窓生・JSPSフェローシッププログラム新規採用者へのオリエンテーション出席。

12月12日（日） NRW州科学省主催・日独学術交流活性化のためのワークシヨップ学術関係者専門家会合